

令和7年10月1日

法務省民事局参事官室 御中

日本司法書士会連合会

会長 小 澤 吉 徳

「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」に関する意見

当連合会は、標記省令案について、次のとおり意見を申し述べる。

①先取特権の額の算定に関する事項（省令案第1条関係）

（子の監護費用の先取特権に係る額の算定）

第一条 民法第三百八条の二に規定する法務省令で定めるところにより算定した額は、一月当たり八万円に同条に規定する定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じて得た額とする。

【意見】

賛成する。

【理由】

令和6年司法統計年報（3家事編第25表）によれば、調停離婚や審判離婚等の事件において、監護者が母であり子が1人、うち支払者が夫の場合における養育費支払額について、月額8万円以下が約8割5分（総数7,311件のうち6,222件）を占めている。また、日本加除出版株式会社「協議離婚制度に関する調査研究業務」報告書（令和3年3月）82頁によれば、協議離婚において第1子における子1人の養育費の取決めの額について、月額8万円未満が9割を占めている。通常、子が複数となる場合に養育費の額は逡減することとも踏まえると、標記省令案が定める額は、子1人あたりの月額としては大多数の養育費の取決めに捕捉でき、仮に他の債権者と競合したとしても十分に担保できると考えられるため賛成する。

また、これにより大多数の養育費の取決めにおいては、債務名義なくして担保権を実行することによる強制執行が可能となる。今後は調停等や公正証書以外に私文書による取決めが促進されると予想される。e-Stat「人口動態調査 人口動態統計 確定数 離婚 表番号10-9 表題「年次別にみた夫妻が親権を行う子の数別離婚件数及び百分率・親が離婚した未成年の子数及び率（未成年人口千対）」（2023年）」によれば、令和5年の親が離婚した未成年の子の数は16万1,968人である中、多くの当事者が自ら適切な養育費の額を取り決めた上で強制執行手続に支障のない私文書を作成することができるよう支援体制を構築していく必要がある。国、自治体による更なる養育費

制度の周知徹底や、合意書のひな形の提供及び自動作成ツールの開発等、国民が利用しやすい仕組みが求められる。

②法定養育費の額の算定に関する事項（省令案第2条関係）

（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例に係る額の算定）

第二条 民法第七百六十六条の三第一項に規定する法務省令で定めるところにより算定した額は、二万円に同項の規定による請求をする父母の一方が離婚の時から引き続き監護を主として行う子の数を乗じて得た額とする。

2 民法第七百六十六条の三第二項の規定による日割計算は、離婚の日の属する月又は同条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日の属する月の日数を基礎としてこれを行う。

3 前二項の規定は、民法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において同法第七百六十六条の三第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

【意見】

賛成する。

【理由】

養育費の継続的な支払のためには、当事者間の納得感のある合意が重要であると考ええる。当事者の収入資料を提示し、子の最善の利益になるよう、互いが子どもの立場に立ちつつ、継続的に支払可能な額を個別に決定していくことが重要である。法定養育費制度が、あくまでも当事者間で取決めがされるまでの暫定的・補充的な性質を有する制度であり、最低限度の額であるとの制度趣旨のもと、法定養育費の額が明示されることにより、債務者・債権者ともに協議を促し、養育費の取決めを促進することとなりうるため賛成する。

月額2万円という額については、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」を勘案して定める観点から、現時点においては適切な額と考える。

ただし、個別具体的な取決めを促進すべきとの立場から、以下の懸念を指摘する。

まず、DVや虐待等の事情により債務者が債権者を不当に抑圧する等の状況においては、算定表等を基準とする本来支払うべき額が法定養育費の額よりも高額なケースでも、より低廉な法定養育費の額を基準として合意してしまう場合や、そもそも取決め自体がされないといった事態は避けなければならない。

また、日本加除出版株式会社「「協議離婚制度に関する調査研究業務」報告書」（令和3年3月）82頁によれば、協議離婚において第1子における子1人の養育費の取決めの額のうち、月額2万円未満は3割弱となっている。これらの全てが適切な算定か否かは定かでないものの、当事者の収入を基礎とした養育費の額が月額2万円未満のケースは相当数ある。このようなケースで、法定養育費を適用することは、債務者の生活を著しく圧迫するおそれや、養育費の継続的な支払確保の観点から注意が必要である。

このような場合に適用しうる、民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号）によって新設された民法第 766 条の 3 第 1 項ただし書に規定する、債務者が支払能力を欠くためにその支払をすることができないこと又はその支払をすることによってその生活が著しく窮迫することを証明したときの支払の全部又は一部の拒否についての具体的行使方法の周知も重要となると考える。

繰り返しになるが、法定養育費が当事者間の合意がされるまでの暫定的・補充的な位置づけにあるという制度趣旨が広く国民に正しく理解されることが重要であり、当事者の実情に応じた適切な養育費の取決めの促進や、より一層の周知徹底が必要である。

③省令案附則に関する事項

（施行期日）

- 1 この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

（検討）

- 2 この省令の規定については、この省令の施行後、この省令の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

近年における物価高騰、社会経済情勢の変化は今後も想定されることから、子の養育に関する費用については柔軟に変更をしていくべきであり、定期的な見直しのための検討会議を設置する等の所要の措置は当然に講ずるべきと考えるため賛成する。

一方、法定養育費の額は、司法統計等に基づいて算定されているが、協議離婚が 9 割を占める現状においては、その額が妥当であるかについて疑問もある。協議離婚における養育費の取決めの促進を行うとともに、離婚届への記載事項に関し、養育費の取決めの有無及び養育費の額を必要的記載事項とする戸籍法施行規則の改正も視野に入れ、実態に即した統計を取る等、子の養育に必要である額を正確に把握する措置を図るべきである。